



總甲第 六九号

案 起
昭和二十八年 五月二十日

閣議決定昭和二十八年五月十九日施行昭和 年 月 日
上奏昭和 年 月 日
公布昭和二十八年五月二十日

内閣総理大臣

内閣官房長官

法務局長官

内閣官房副長官

内閣事務官

緒方 國務大臣

方

大庭 國務大臣

大庭

石井 國務大臣

石井

安藤 國務大臣

安藤

天養 國務大臣

天養

小笠原 國務大臣

小笠原

堀田 國務大臣

堀田

大野 國務大臣

大野

岡崎 國務大臣

岡崎

内田 國務大臣

内田

小坂 國務大臣

小坂

大野木 國務大臣

大野木

山根 國務大臣

山根

岡野 國務大臣

岡野

戸塚 國務大臣

戸塚

永村 國務大臣

永村

別紙衆議院議長奏上の恩給法の特例に関する

件^ノ措置^ニ関^スル法律^ノ一部^ヲを改正^スル法律^ノ公布^ノ件^ハ、奏上^ノとおり公布^ヲを奏請^スルことといたしたい。

恩給^ノ法^ノの特例^ニ関^スル件^ノの措置^ニ関^スル法律^ノの一部^ヲを改正^スル法律^ノをここに公布^スル。

御名御璽

昭和^ニ十八年五月三十日

内閣総理大臣

法律第三十八号

(奏上^ノとおり。)

内閣総理大臣

国会は恩給法の特例に関する
件の措置に関する法律の一部
を改正する法律の公布を奏上
いたします。

昭和二十八年五月二十九日

衆議院議長堤康次郎



衆議院事務総長大池

眞



恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

総甲第六九号

案 起

昭和二十八年五月二十一日

上奏

昭和二十八年五月二十一日

公布

昭和二十八年五月二十一日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

緒方 国務大臣

大連 国務大臣

石井 国務大臣

安藤 国務大臣

天養 国務大臣

山県 国務大臣

堀田 国務大臣

大野 国務大臣

岡崎 国務大臣

内田 国務大臣

小坂 国務大臣

大野 国務大臣

小笠原 国務大臣

岡野 国務大臣

戸塚 国務大臣

木村 国務大臣

別紙

恩給法の特例に関する件の措置に

を審査したが、右は請議のよりに閣議決定の上、
国会に提出せられてよいと認める。

法律案

呈案附筆の通り。

恩給法の特例に関する件の措置に関する
法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十八年五月二十二日衆へ

内閣総理大臣

內閣總理大臣

昭和二十八年五月十一日

総理府甲第二二三号

昭和二十八年五月十一日

内閣総理大臣 吉田

茂



内閣総理大臣 吉田 茂 殿

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律案について

標記法律案を第十六回国会に提出する必要があるもので、別紙法律案及び理由を添えて閣議を求める。

総理府

総理府

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

恩給法の特例に関する件の有効期限をとりあえず延長する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

参照条文

恩給法ノ特例ニ関スル件（昭和二十一年二月一日勅令第六十八号）抄

第一条 軍人若ハ準軍人、内閣總理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍若ハ海軍ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者（以下軍人軍属ト称ス）又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各号ニ掲グル恩給ハ之ヲ給セズ

一 普通恩給

二 癡疾ノ程度ガ従前ノ恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号以下令ト称ス）第二十四条第七項症ニ係ル増加恩給

三 傷病年金

四 一時恩給

五 痼疾ノ程度ガ令第三十一条（昭和二十一年勅令第五百四号ニ依ル改正前ノ令第三十一条トス以下同ジ）ノ第三目症又ハ第四目症ニ係ル傷病賜金

六 扶助料

七 一時扶助料

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

参照条文

恩給法の特例に関する件の指置に関する法律（昭和二十七年法律第二百五号）抄

（恩給法の特例に関する件の効力）

第二条 恩給法の特例に関する件は、昭和二十八年五月三十一日まで、法律としての効力を有するものとする。

一 臨時法律

五 臨時法律第三十一号（昭和二十一年）臨時法律第五十四号ニ

依ル改正案ノ令第三十一号トス以下同様ノ第三目條又ハ第四

目條ニ係ル臨時法律

六 臨時法律

七 臨時法律

臨時法律ノ條に於て示すものとする。

第二條 臨時法律の臨時に關する件は、昭和二十八年正月三十一日まで

（臨時法律の臨時に關する件に於て）

昭和二十八年正月三十一日

臨時法律の臨時に關する件に於て昭和二十八年正月三十一日まで

臨時法律

參照条文

日本国憲法第五十四條第二項但書の參議院の緊急集会において議決された期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律をここに公布する。

御 名 稱

昭和二十八年三月二十六日

内閣總理大臣 吉 田 茂

法律第二十四号

期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律（抄）

第一條 左に掲げる法律の規定中「昭和二十八年三月三十一日」を

總 理 府

「昭和二十八年五月三十一日」に改める。

五 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二十五号）第二条

附 則

1 この法律は、公布の日から起し、第五条の規定は、昭和二十八年度分の地方税から適用する。

号外

昭和二十八年五月十五日

総理府恩給局

内閣総理大臣官房総務課長殿

第十六回国会に提出予定の左記法律案当局事務用として必要に付増刷されるよう御取計願いたい。

記

恩給特例法の一部を改正する法律案

百部

以上

総理府

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律
の一部を改正する法律案

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律の一部を改正する法律

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

恩給法の特例に関する件の有効期限をとりあえず延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。